



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和7年2月5日（水）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
技 術 検 査 課	建設業企画監	溝口	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734

入札参加資格停止の措置について

1 概 要

株式会社佐藤渡辺の石川営業所長は、福島県石川町発注の道路改良工事において、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日に郡山区検察庁により略式起訴され、令和6年11月9日付けで刑が確定した。

2 対 応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第2第4号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者

（株）佐藤渡辺（本店：東京都港区）

4 停止期間

令和7年2月6日から令和7年11月5日まで（9カ月）

5 参 考

○岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（抜粋）
（資格停止）

第2 知事は、有資格業者が別表第1又は**別表第2**に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第2

措 置 要 件	期 間
（競売入札妨害又は談合） 4 次の(1)から(3)までに掲げる者が競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （1）代表役員等 （2） 一般役員等 （3）使用人	10カ月以上12カ月以内 7カ月以上9カ月以内 4カ月以上6カ月以内